

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座 (その76)

厚生年金保険の長期加入者の特例について

Q

私は、昭和25年3月生まれの男性で、昭和43年3月に18歳で入社し、60歳以降も引き続き、厚生年金保険に加入して働いています。現在、報酬比例部分の年金のみ支給開始年齢に到達していますが、老齢厚生年金の長期加入者の特例に該当した場合は、定額部分の年金も支給開始されるとかがありました。長期加入者の特例について教えてください。

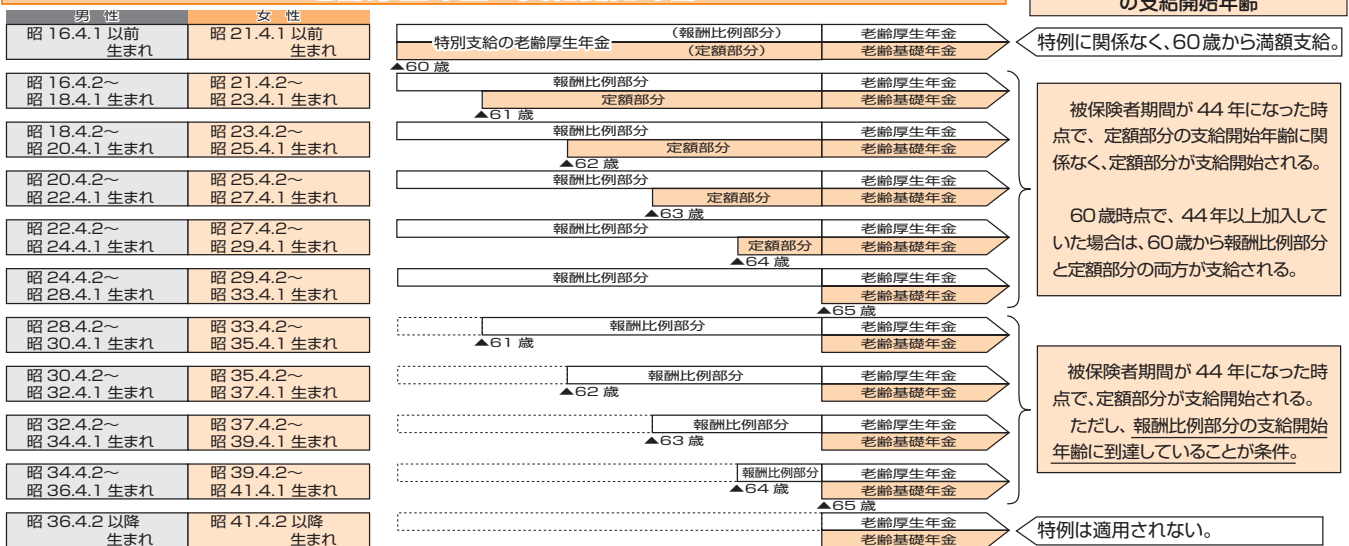
A

厚生年金保険に44年以上加入した場合、「長期加入者」に該当し、報酬比例部分と定額部分の両方が支給されます。報酬比例部分の支給開始年齢時点で、44年以上加入していた場合は、報酬比例部分と定額部分が同時に支給開始されます。

あなたの場合、60歳（報酬比例部分の支給開始年齢）時点では42年の加入ですので、引き続き厚生年金保険に加入すると、62歳で44年加入となり、定額部分が支給開始になります。ただし、支給開始には、厚生年金保険に加入していないことが条件ですので、62歳以降も引き続き在職し、厚生年金保険に加入する場合は、定額部分は支給開始されません。

また定額部分が支給開始になると配偶者の加給年金も支給開始になります。

老齢厚生年金の支給開始年齢



長期加入者の特例を受けるための条件（すべてに該当すること）

① 厚生年金保険の加入期間が 44 年以上あること

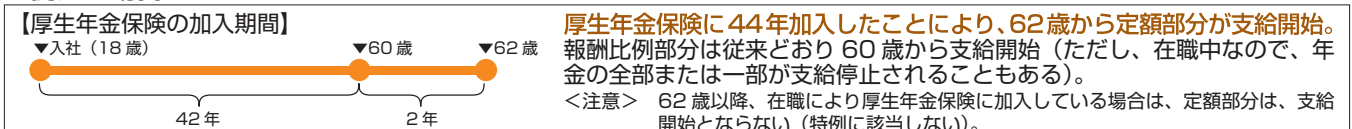
② 厚生年金保険の被保険者でないこと

44 年以上加入していても、厚生年金保険に加入して在職している間は、長期加入者の特例は適用されません。

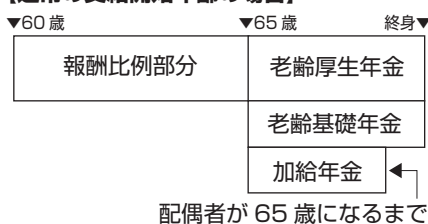
③ 年金の支給開始年齢に到達していること

年金の支給開始年齢に到達していることが条件ですので、60 歳時点で 44 年以上加入していても、報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳の場合、61 歳から報酬比例部分と定額部分の両方が支給開始になります。

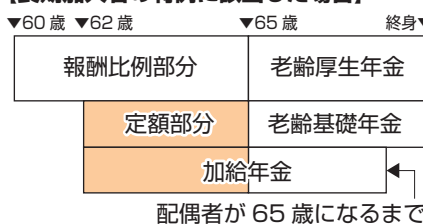
★例題の場合



【通常の支給開始年齢の場合】



【長期加入者の特例に該当した場合】



配偶者の加給年金について

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上あり、配偶者がいる場合、定額部分が支給される時点から、加給年金が加算されます。

配偶者が 65 歳になるまで支給されます。

<配偶者の加給年金が支給されないケース>

- 配偶者の恒常的な年収が 850 万円以上ある場合。
- 配偶者自身が厚生年金保険、または共済組合に 20 年以上加入し、配偶者自身の年金が支給された場合。